

「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」入会に関する覚書

「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」（以下、「甲」という）と、
共同研究者_____（以下、「乙」という）は、「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」入会に関して次の通り覚書を締結する。

第1条（入会の目的）

会員間における連携と学術的・社会的情報の交換・共有、及び意見の交換を図り、もって甲状腺未分化癌の医療の発展に寄与することを目的とするものである。

第2条（行動規範）

甲の活動は、文部科学省、厚生労働省により策定された「疫学研究に関する倫理指針」（2002年6月17日、2007年8月16日改正）ならびに「わが国における甲状腺未分化癌臨床情報データベースの作成」（日本医科大学付属病院倫理委員会（受付番号25-11-342 2013年12月6日承認 2015年11月25日変更承認）に沿ったものである。

第3条（入会）

1. 乙の甲への入会にあたっては、「わが国における甲状腺未分化癌臨床情報データベースの作成」（日本医科大学付属病院倫理委員会（受付番号25-11-342 2013年12月6日承認 2015年11月25日変更承認）において、共同研究者としての乙の追加承認を要件とする。
2. 乙は、「わが国における甲状腺未分化癌臨床情報データベースの作成」（日本医科大学付属病院倫理委員会（受付番号25-11-342 2013年12月6日承認 2015年11月25日変更承認）の内容を理解し、これを遵守する。

第4条（情報の提供および取扱い）

1. 乙は甲に対して、定められた様式によって当該患者の情報を甲に無償で提供する。
2. 乙は前項の情報提供に際し、定められた方法で情報の匿名化を乙の施設内で行わなければならない。
3. 甲は乙から提供を受けた情報の管理責任を負う。
4. 乙は甲が管理するすべての情報についてその開示を請求することができる。
5. 乙は甲による定期的な情報更新の依頼に遅滞および遺漏なく応じるよう努力

する。

第5条（成果の帰属および発表）

乙が甲から開示された情報によって得た成果の所有ならびに成果の発表については、「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」会則第20条および第21条の規定に従う。

第6条（情報の交換）

甲および乙は、それぞれが保有しかつ相互の活動に必要な情報を、求めに応じ相互に開示する。開示された情報は「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」会則第3条に定める目的のためにのみ使用することができる。

第7条（入会期間）

本覚書は、本覚書の締結および本覚書第3条1項が定める手続きの両方が完了した期日をもって有効となり、以下の状況に至った日をもって効力を失う。

1. 乙が甲に対して退会届を提出し、受理されたとき。
2. 乙が死亡もしくは失踪したとき。

第8条（協議）

本覚書に定めない事項、ならびに本覚書に関し変更または修正を要する事項、もしくは本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲および乙は誠意をもって協議の上、これを解決する。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲：東京都文京区千駄木 1-1-5
日本医科大学 内分泌外科
甲状腺未分化癌研究コンソーシアム
代表世話人 杉谷 巖

署名 _____ 印

乙：

署名 _____ 印

「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」入会に関する覚書

「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」（以下、「甲」という）と、
共同研究者_____（以下、「乙」という）は、「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」入会に関して次の通り覚書を締結する。

第1条（入会の目的）

会員間における連携と学術的・社会的情報の交換・共有、及び意見の交換を図り、もって甲状腺未分化癌の医療の発展に寄与することを目的とするものである。

第2条（行動規範）

甲の活動は、文部科学省、厚生労働省により策定された「疫学研究に関する倫理指針」（2002年6月17日、2007年8月16日改正）ならびに「わが国における甲状腺未分化癌臨床情報データベースの作成」（日本医科大学付属病院倫理委員会（受付番号25-11-342 2013年12月6日承認 2015年11月25日変更承認）に沿ったものである。

第3条（入会）

3. 乙の甲への入会にあたっては、「わが国における甲状腺未分化癌臨床情報データベースの作成」（日本医科大学付属病院倫理委員会（受付番号25-11-342 2013年12月6日承認 2015年11月25日変更承認）において、共同研究者としての乙の追加承認を要件とする。
4. 乙は、「わが国における甲状腺未分化癌臨床情報データベースの作成」（日本医科大学付属病院倫理委員会（受付番号25-11-342 2013年12月6日承認 2015年11月25日変更承認）の内容を理解し、これを遵守する。

第4条（情報の提供および取扱い）

6. 乙は甲に対して、定められた様式によって当該患者の情報を甲に無償で提供する。
7. 乙は前項の情報提供に際し、定められた方法で情報の匿名化を乙の施設内で行なわなければならない。
8. 甲は乙から提供を受けた情報の管理責任を負う。
9. 乙は甲が管理するすべての情報についてその開示を請求することができる。
10. 乙は甲による定期的な情報更新の依頼に遅滞および遺漏なく応じるよ

う努力する。

第5条（成果の帰属および発表）

乙が甲から開示された情報によって得た成果の所有ならびに成果の発表については、「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」会則第20条および第21条の規定に従う。

第6条（情報の交換）

甲および乙は、それぞれが保有しかつ相互の活動に必要な情報を、求めに応じ相互に開示する。開示された情報は「甲状腺未分化癌研究コンソーシアム」会則第3条に定める目的のためにのみ使用することができる。

第7条（入会期間）

本覚書は、本覚書の締結および本覚書第3条1項が定める手続きの両方が完了した期日をもって有効となり、以下の状況に至った日をもって効力を失う。

3. 乙が甲に対して退会届を提出し、受理されたとき。
4. 乙が死亡もしくは失踪したとき。

第8条（協議）

本覚書に定めない事項、ならびに本覚書に関し変更または修正を要する事項、もしくは本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲および乙は誠意をもって協議の上、これを解決する。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲：東京都文京区千駄木 1-1-5
日本医科大学 内分泌外科
甲状腺未分化癌研究コンソーシアム
代表世話人 杉谷 巖

署名 _____ 印

乙：

署名 _____ 印